

NPO 法人日本ヘッドケアセラピスト協会
定款
第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人日本ヘッドケアセラピスト協会 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区六本木6丁目8-28 宮崎ビル1階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、頭のマッサージを中心としたヘッドケアを通じて、心身の疲労やストレス、不眠等に悩む人々が、本来持つ回復力を取り戻し、健やかに生活できる社会の実現を目的とする。

そのために、ヘッドセラピストの育成および支援、地域・福祉・医療・教育分野と連携したケア活動、ならびにヘッドケアに関する正しい知識の普及啓発を行い、年齢や立場、経済状況にかかわらず、誰もが安心して心身を整えられる環境づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
2. 社会教育の推進を図る活動
3. まちづくりの推進を図る活動
4. 子どもの健全育成を図る活動
5. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
6. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

(1) ヘッドケア支援事業

(2) ヘッドケアセラピスト育成・支援事業

(3) 普及啓発・教育事業

(4) その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) 寄附された物品の販売事業

(2) ホームページへの広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属

- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続

によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。

- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

（理事会の構成）

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第 30 条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第 31 条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 38 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 39 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会 計

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議

決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	大野木 宏太
副理事長	越野 博文
副理事長	和田 美里
理 事	川嶋 浩和
理 事	神崎 智子
理 事	宮崎 歩
理 事	島谷 総子 (宮本 総子)
理 事	村橋 哲矢
理 事	森 絵美子
監 事	壽原 友樹

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

正会員	(個人)	5,000円
正会員	(団体)	10,000円
賛助会員	(個人・団体)	5,000円/10,000円

(2) 年会費

正会員	(個人)	10,000円
正会員	(団体)	30,000円
賛助会員	(個人・団体)	10,000円/30,000円

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

NPO 法人 日本ヘッドケアセラピスト協会

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)	報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名		
1	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	オノノ コウ 大野木 宏太	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	理事長
2	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	コシノ ヒロフミ 越野 博文	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	副理事長
3	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ワダ ミチ 和田 美里	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	副理事長
4	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	カワシマ ヒロカズ 川嶋 浩和	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	理事
5	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	シマヤ サトコ (ミヤモト サトコ) 島谷 総子 (宮本 総子)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	理事
6	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ムラハシ テツヤ 村橋 哲矢	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	理事
7	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	カンザキ トモコ 神崎 智子	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	理事
8	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	ミヤザキ アユミ 宮崎 歩	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	理事
9	<input checked="" type="radio"/> 理事 <input type="radio"/> 監事	モリ エミコ 森 絵美子	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	理事
10	理事 <input checked="" type="radio"/> 監事	スハラ ユキ 壽原 友樹	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>	監事

令和8年度

事業計画書

・ 特定非営利活動法人日本ヘッドケアセラピスト協会

1 事業実施の方針

令和8年度は東京都港区周辺を主な活動場所として事業を展開する。

地域施設でヘッドケア支援事業を実施しつつ、ヘッドケアセラピスト育成・支援事業を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 400 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ヘッドケア支援事業	現代社会における脳疲労やストレス、睡眠の質の低下といった課題に対し、薬や医療に頼る前段階のケアとして、安心・安全なヘッドケアを社会に普及させることを目的とする。地域住民や働く世代等を対象に、ヘッドケア体験の機会を提供するとともに、ヘッドケアに関する正しい理解を促進し、心身の健康増進に寄与する。	令和8年4月1日～令和9年3月31日(期間随時実施)	東京都内と地域イオンを中心とした施設、イベント等(必要に応じてオンラインを併用)	5名～10名	地域、働く世代、高齢者等	(不特定多数)	150
ヘッドケアセラピスト育成・支援事業	ヘッドケアを担う人材が、安心・安全に活動できるよう、基礎的な知識や倫理観を重視した人材育成を行う。セラピストとしての技術のみならず、利用者への配慮や関わり方、継続的な学びの重要性を伝えることで、社会的役割を担う人材の育成を目指す	令和8年4月1日～令和9年3月31日(期間随時実施)	東京都内およびオンライン	3名～5名	ヘッドケアに関心を持つ者、希望する者	(不特定多数)	100
普及啓発・教育事業	脳疲労、休息の重要性、ヘッドケアの社会的意義について、Webサイトや資料等を通じて情報発信を行う。正しい情報提供により、ヘッドケアへの理解を深め、心身の健康に対する意識向上を図る。	令和8年4月1日～令和9年3月31日(期間随時実施)	インターネット上(Webサイト、SNS等)	2名～4名	一般市民	(不特定多数)	150

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 200 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
寄附された物品の販売事業	本協会の目的に賛同する個人または団体から寄附された物品について、必要に応じて販売を行い、その収益を本協会の非営利活動のために活用する。販売にあたっては、営利を目的とするものではなく、寄附物品の有効活用および資源の循環を図るとともに、得られた収益を社会的ヘッドケア事業や人材育成事業等に充当する。	令和8年4月1日～令和9年3月31日(期間中、必要に応じて実施)	東京都内の会場、イベント会場、インターネット上	2名～4名	50
ホームページへの広告掲載事業	本協会の活動趣旨に賛同する企業・団体等を対象に、本協会が運営するホームページ等において広告の掲載を行う。広告掲載にあたっては、本協会の目的および公共性を損なわない内容に限定し、掲載により得られた収益は、本協会の非営利活動の推進および運営基盤の強化のために活用する。	令和8年4月1日～令和9年3月31日(期間中、随時実施)	・本協会が運営するホームページ等	1名～3名	150

令和9年度

事業計画書

特定非営利活動法人日本ヘッドケアセラピスト協会.

1 事業実施の方針

令和9年度は東京都港区周辺を主な活動場所として事業を展開する。

地域施設でヘッドケア支援事業を実施しつつ、ヘッドケアセラピスト育成・支援事業の発展を行っていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 700 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
ヘッドケア支援事業	現代社会における脳疲労やストレス、睡眠の質の低下といった課題に対し、薬や医療に頼る前段階のケアとして、安心・安全なヘッドケアを社会に普及させることを目的とする。地域住民や働く世代等を対象に、ヘッドケア体験の機会を提供するとともに、ヘッドケアに関する正しい理解を促進し、心身の健康増進に寄与する。	令和8年4月1日～令和9年3月31日(期間中、随時実施)	東京都内と地域を合わせた施設、イベント等(必要に応じてオンラインを併用)	5名～10名	地域住民、世代、年齢、住く高、働く者等	(不特定多数)	250
ヘッドケアセラピスト育成・支援事業	ヘッドケアを担う人材が、安心・安全に活動できるよう、基礎的な知識や倫理観を重視した人材育成を行う。セラピストとしての技術のみならず、利用者への配慮や関わり方、継続的な学びの重要性を伝えることで、社会的役割を担う人材の育成を目指す	令和8年4月1日～令和9年3月31日(期間中、随時実施)	東京都内会場およびオンライン	3名～5名	ヘッドケアに関心を持つ希望者を希望する	(不特定多数)	150
普及啓発・教育事業	脳疲労、休息の重要性、ヘッドケアの社会的意義について、Webサイトや資料等を通じて情報発信を行う。正しい情報提供により、ヘッドケアへの理解を深め、心身の健康に対する意識向上を図る。	令和8年4月1日～令和9年3月31日(期間中、随時実施)	インターネット上(Webサイト、SNS等)	2名～4名	一般市民	(不特定多数)	300

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 250 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)
寄附された物品の販売事業	本協会の目的に賛同する個人または団体から寄附された物品について、必要に応じて販売を行い、その収益を本協会の非営利活動のために活用する。販売にあたっては、営利を目的とするものではなく、寄附物品の有効活用および資源の循環を図るとともに、得られた収益を社会的ヘッドケア事業や人材育成事業等に充当する。	令和8年4月1日～令和9年3月31日(期間中、必要に応じて実施)	東京都内の会場、イベント会場、インターネット上	2名～4名	50
ホームページへの広告掲載事業	本協会の活動趣旨に賛同する企業・団体等を対象に、本協会が運営するホームページ等において広告の掲載を行う。広告掲載にあたっては、本協会の目的および公共性を損なわない内容に限定し、掲載により得られた収益は、本協会の非営利活動の推進および運営基盤の強化のために活用する。	令和8年4月1日～令和9年3月31日(期間中、随時実施)	本協会が運営するホームページ等	1名～3名	200

設立・定款変更用

令和8年度 活動予算書 (その他事業がある場合)

NPO法人 日本ヘッドケアセラピスト協会

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		620,000		0	620,000
正会員受取会費	180,000				
個人会員受取会費 個人会員20名 × 年10,000円	200,000				
団体会員受取会費 団体会員3団体 × 年30,000円	90,000				
賛助会員(個人・団体) 5団体	150,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金					
4 事業収益		0		278,600	278,600
事業収益 寄附物品販売収入			70,000		
事業収益 広告掲載収入			0		
事業収益 (教材) 29,800円×7		0	208,600	0	
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
雑収入	0				
経常収益計		620,000		278,600	898,600
(B) 経常費用					
1 事業費		0		0	0
(1) 人件費					
給料手当					
役員報酬					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		400,000		55,000	455,000
会場費・備品費 (1) ヘッドケア支援事業	150,000		0		
会場費・備品費 (2) ヘッドセラピスト育成・支援事業	100,000		0		
教材費			0		
講師関連費			0		
Web関連費	150,000		0		
印刷・制作費			0		
販売関連費			50,000		
旅費交通費					
施設等評価費用					
減価償却費					
印刷製本費					
配送・保管費			5,000		
事業費計		400,000		55,000	455,000
2 管理費		23,600		0	23,600
(1) 人件費					
役員報酬					
給料手当	23,600				
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		200,000		150,000	350,000
消耗品費	10,000				
水道光熱費					
通信運搬費 サイト運営管理費	0		150,000		
地代家賃	120,000				
旅費交通費	20,000				
減価償却費	0				
管理・手数料	50,000				
管理費計		223,600		150,000	373,600
経常費用計		623,600		205,000	828,600
当期経常増減額 【A】 - 【B】 ……①		-3,600		73,600	70,000
(C) 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額 【C】 - 【D】 ……②		0		0	0
経理区分振替額 ……③		73,600		-73,600	0
税引前当期正味財産増減額 ①+②+③ ……④		0		0	70,000
法人税、住民税及び事業税 ……⑤					70,000
前期繰越正味財産額 ……⑥					
次期繰越正味財産額 ④-⑤+⑥					0

令和9年度 活動予算書(その他事業がある場合)

NPO法人 日本ヘッドケアセラピスト協会

(単位:円)

科目	特定非営利活動に係る事業		その他事業		合計
	金額	小計・合計	金額	小計・合計	
(A) 経常収益					
1 受取会費		880,000		0	880,000
正会員受取会費	180,000				
個人会員受取会費 個人会員40名 × 年10,000円	400,000				
団体会員受取会費 団体会員5団体 × 年30,000円	150,000				
賛助会員(個人・団体) 5団体	150,000				
2 受取寄附金		0		0	0
受取寄附金	0				
施設等受入評価益					
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金					
4 事業収益		0		368,000	368,000
事業収益 寄附物品販売収入			70,000		
事業収益 広告掲載収入			0		
事業収益 (教材) 29,800円×10		0	298,000	0	
事業収益					
5 その他の収益		0		0	0
受取利息					
雑収入	0				
経常収益計		880,000		368,000	1,248,000
(B) 経常費用					
1 事業費		0		0	0
(1) 人件費					
給料手当					
役員報酬					
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		700,000		55,000	755,000
会場費・備品費 (1) ヘッドケア支援事業	250,000		0		
会場費・備品費 (2) ヘッドセラピスト育成・支援事業	150,000		0		
教材費			0		
講師関連費			0		
Web関連費	300,000		0		
印刷・制作費			0		
販売関連費			50,000		
旅費交通費					
施設等評価費用					
減価償却費					
印刷製本費					
配送・保管費			5,000		
事業費計		700,000		55,000	755,000
2 管理費		23,000		0	23,000
(1) 人件費					
役員報酬					
給料手当	23,000				
退職給付費用					
福利厚生費					
(2) その他経費		200,000		200,000	400,000
消耗品費	10,000				
水道光熱費					
通信運搬費 サイト運営管理費	0		200,000		
地代家賃	120,000				
旅費交通費	20,000				
減価償却費	0				
管理・手数料	50,000				
管理費計		223,000		200,000	423,000
経常費用計		923,000		255,000	1,178,000
当期経常増減額【A】-【B】・・・①		-43,000		113,000	70,000
(C) 経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
(D) 経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常増減額【C】-【D】・・・②		0		0	0
経理区分振替額・・・③		113,000		-113,000	0
税引前当期正味財産増減額①+②+③・・・④		70,000		0	70,000
法人税、住民税及び事業税・・・⑤					70,000
前期繰越正味財産額・・・⑥					
次期繰越正味財産額④-⑤+⑥					0

NPO法人日本ヘッドケアセラピスト協会 設立趣旨書

【背景・現状】

現代社会は、かつてないほどの情報過多・ストレス社会・孤独化の傾向が強まっており、心と身体のバランスを崩す人が年々増加しています。特に、スマートフォンやデジタル機器の長時間使用、働き方の多様化、夜型生活の定着等により、「慢性的な脳疲労・睡眠障害・自律神経の乱れ」に悩む方が急増しています。また、女性の就業率は高まる一方で、育児や介護との両立、経済的な自立等、心身への負荷が大きく、リラクゼーションケアや心の安定を求める声は社会全体で高まっています。

私たちはこれまで、サロンやスクール事業を通じて、こうした悩みを抱える多くの方々と接してきました。その中で感じたのは、「癒し」を求める人のニーズは確実にあるにもかかわらず、それを担う「人材」と「社会的認知」がまだまだ足りないという現実でした。

【問題】

- ヘッドスパやセラピーを「単なる贅沢品」と誤解されているため、必要な人に届きづらい
- 実践的な技術とホスピタリティを備えた専門人材（ヘッドセラピスト等）の育成・支援体制が不十分
- 女性のキャリア形成・子育て中の働き方支援においても、「癒しの仕事」をライフキャリアの選択肢として制度的に支える仕組みが少ない
- 高齢者・障がい者・ひとり親など、サロンに行けない方への施術・訪問型支援などが限定的

【あるべき姿】

- 心と身体に深く寄り添う「ドライヘッドスパ」「セラピー」を、社会福祉・教育・地域活動に組み込める仕組みを整える
- 専門技術×ホスピタリティ×社会貢献を融合した「美眠セラピスト」等の人材育成と社会的認知向上
- 年齢やライフステージに関係なく、女性や未経験者も安心して「癒しの仕事」に就けるキャリアパスの創出
- 脳疲労・不眠・孤独等に悩む人が、自宅や施設でも安心してケアを受けられるように、地域福祉や医療との連携も図る

【法人格取得の目的】

このような取り組みを継続的・社会的に展開していくためには、任意団体では限界があると感じました。

特定非営利活動法人として法的な人格を取得することで、

- 自治体や福祉施設、教育機関との連携・信頼性の向上
- 助成金・補助金・協賛等の制度活用や資金調達
- 地域や企業との協働プロジェクトの展開

が可能となり、より多くの人へ確かな形で価値を届けられると考えています。

「癒し」が特別な人だけのものではなく、社会全体のインフラとなる未来を目指して——その第一歩として、私たちは特定非営利活動法人を設立いたします。

令和 8 年 2 月 19日

設立代表者

氏名 大野木 宏太